

信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル（別表）抄

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 債権の分類方法 (3) 債務者区分 破綻先</p> <p>(7) 債権の分類基準 実質破綻先及び破綻先 に対する債権</p> <p>(10) 未収利息</p>	<p>破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を 分類、これ以外の回収の見込がない部分を 分類とする。</p> <p>なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は 分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で 分類とする。</p>	<p>左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。</p> <p>ハ．会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、和議法の規定による和議開始の申立て、破産法の規定による破産の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。</p> <p>(イ) 更生担保権を原則として 分類としているか。</p> <p>(ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分を 分類5年超の返済見込部分を 分類としているか。</p> <p>(ハ) 切捨債権を 分類としているか。</p> <p>なお、更生計画等の策定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画どおり推移している場合（例えば、売上高等及び当期利益が更生計画等に比して概ね8割以上確保されている場合）で、当該債務者の債務者区分及び分類に見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。</p> <p>ただし、保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>2. 有価証券の分類方法 (1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 債券</p> <p><u>分類対象外債券</u></p>	<p><u>有価証券の査定に当たっては、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。</u> <u>また、安全性の判断については、原則として債権と同様の考え方により、有価証券の発行体の財務状況等に基づき行うものとするが、発行体の財務状況等について、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p>分類の対象としない債券としては、次の債券が挙げられる。 イ．国債、地方債 ロ．政府保証債（公社・公団・公庫債等） ハ．特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券） ニ．金融債 ホ．<u>格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</u> ヘ．<u>証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債</u> ただし、上記ホ及びヘに該当する債券であっても、債権と同様の考え方に基づき、当該債券の発行会社の財務内容又は事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合は分類対象とする。</p>	<p><u>有価証券の市場性・安全性に照らし、正確に分類が行われているかを検証する。</u></p> <p>債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 特に、安全性の判断について、原則として債権と同様の考え方に基づき、債券の発行主体の財務状況等について検討しているかを検証する。</p> <p><u>債務者区分が正常先以外である者が発行する債券を分類対象外債券としていないかを検証する。</u></p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p data-bbox="261 331 492 373"><u>債券の分類方法</u></p> <p data-bbox="201 898 332 940">(3) 株式</p> <p data-bbox="261 1140 492 1182"><u>分類対象外株式</u></p> <p data-bbox="261 1665 492 1707"><u>株式の分類方法</u></p>	<p data-bbox="608 331 1454 531"><u>イ. 上記 のイからヘ以外の債券については、債権と同様の考え方にに基づき、当該債券の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関等の優良保証が付されている場合は、非分類とする。</u></p> <p data-bbox="608 531 1454 657"><u>ロ. 上記 のただし書きに該当する債券及び上記イ以外の債券については、原則として帳簿額を 分類とし、損失発生のおそれのある債券は、損失見込額を 分類とする。</u></p> <p data-bbox="638 657 1454 741"><u>ただし、私募債については、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。</u></p> <p data-bbox="638 741 1454 856"><u>なお、当該債券の発行会社に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p data-bbox="608 1140 1454 1224"><u>分類の対象としない株式としては、次の株式が挙げられる。</u></p> <p data-bbox="608 1224 1454 1308"><u>イ. 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、証券取引所上場会社の発行している非上場株式</u></p> <p data-bbox="608 1308 1454 1392"><u>ロ. 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式</u></p> <p data-bbox="608 1392 1454 1476"><u>ハ. 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式</u></p> <p data-bbox="608 1476 1454 1623"><u>ただし、上記に該当する株式であっても、債権と同様の考え方にに基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合は分類対象とする。</u></p> <p data-bbox="608 1665 1454 1833"><u>イ. 上記 のイからハ以外の株式については、債権と同様の考え方にに基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合は、非分類とする。</u></p> <p data-bbox="608 1833 1454 1948"><u>ロ. 上記 のただし書きに該当する株式及び上記イ以外の株式については、原則として債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。ただし、証券</u></p>	<p data-bbox="1481 331 2326 415"><u>債務者区分が実質破綻先及び破綻先である者が発行する債券について、損失見込額を 分類としているかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 657 2326 741"><u>私募債について、債権の分類と同様の方法により分類が行われているかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 898 2326 982"><u>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 982 2326 1098"><u>特に、安全性の判断について、原則として債権と同様の考え方にに基づき、株式の発行主体の財務状況等について検討しているかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 1140 2326 1224"><u>債務者区分が正常先以外である者が発行する株式を分類対象外株式としていないかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 1665 2326 1791"><u>イ. 債務者区分が破綻懸念先である者が発行する株式（証券取引所上場株式及び店頭公開株式を除く。）を原則として 分類としているかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 1791 2326 1875"><u>ロ. 債務者区分が実質破綻先及び破綻先である者が発行する株式を原則として 分類としているかを検証する。</u></p> <p data-bbox="1481 1875 2326 1948"><u>ハ. 分類対象となる株式について、分類を回避する等のために、当該株式を証券投資信託及び特定金銭信託等に組み入</u></p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(4) 外国証券</p> <p>分類対象外外国証券</p> <p>外国証券の分類方法</p>	<p>取引所上場株式及び店頭公開株式で分類対象となる株式については、原則として帳簿額を分類とする。また、株式会社の資産状態が著しく悪化し、相当期間内に回復すると認められる場合を除き、純資産の減少に応じて、帳簿価格の減額を行う必要があると認められる場合は、当該減額相当額を分類とする。</p> <p>なお、当該株式の発行会社に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>分類の対象としない外国証券としては、次の外国証券が挙げられる。</p> <p>イ．外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ．外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券</p> <p>ハ．日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>ニ．日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>ホ．格付機関の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>ただし、上記に該当する外国証券であっても、債権と同様の考え方に基づき、当該外国証券の発行主体の資産や財務の状況等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合は分類対象とする。</p> <p>イ．上記 のイからホ以外の外国証券については、債権と同様の考え方に基づき、当該外国証券の発行主体の資産や財</p>	<p>れている場合には、当該株式について、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p> <p>ニ．証券取引所上場株式の評価方法を原価法としている場合は、商法の強制評価減を行う場合の基準が合理的であるかを検証する。具体的には、少なくとも上場株式に時価が簿価に比べ50%を超えて下落しており、かつ、株価の回復可能性がないと認められる場合には、時価と簿価の差額相当額が分類とされているかを検証する。ただし、当該株式の価格が過去1年間に一度も簿価の50%以上となっていない場合に当該株式の価格の回復可能性がないとしている場合には、妥当なものと判断して差し支えない。</p> <p>なお、店頭公開株式の評価方法を原価法としている場合についても、同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>債務者区分が正常先以外である者が発行する外国証券を分類対象外外国証券としていないかを検証する。</p>	<p>(注)「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）である。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(5) その他の有価証券	<p><u>務状況等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関（日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関を含む。）等の優良保証が付されている場合は、非分類とする。</u></p> <p><u>ロ．上記 のただし書きに該当する外国証券及び上記イ以外の外国証券については、原則として帳簿額を 分類とし、損失発生のおそれのある外国証券は、損失見込額を 分類とする。</u></p> <p><u>ただし、外国証券のうち私募債及び株式については、債権と同様の方法により分類を行うことが適当と認められるものについては、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。</u></p> <p><u>なお、当該外国証券の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>その他の有価証券は、上記(1)から(4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券は、非分類とする。</u></p> <p><u>なお、証券投資信託の受益証券は、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</u></p>	<p><u>外国証券のうち、債券及び株式と同様の方法により分類することが適当と認められるものが同様の方法により分類されているかを検証する。</u></p> <p><u>証券投資信託の受益証券については、基準価格等の公表価格があるものが、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとする。</u></p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>3. その他の資産（債権、有価証券以外）の分類方法</p> <p>(3) ゴルフ会員権</p> <p>(10) その他の資産</p>	<p>債権及び有価証券以外の資産は、以下のとおり分類するものとする。</p> <p>なお、債権及び有価証券以外の信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査保険会社が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p> <p>福利厚生用として保有しているものを除き、原則として分類とする。</p> <p>ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方にに基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは 分類実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは 分類、施設の利用が不可能なものは 分類に分類するものとする。</p> <p>また、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。</p> <p>なお、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p>	<p>債権及び有価証券以外の資産が、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、債権及び有価証券以外の信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>ロ. 被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査保険会社が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		<p>ハ．資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、適切な経理処理が行われているか検証する。</p>	

信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

償却・引当に関する検査について

・ 償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。また、保険会社が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、保険会社は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、保険会社が行う償却・引当は、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

(注) 割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うこととする。

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 貸倒引当金 (1) 一般貸倒引当金 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金</p> <p>(2) 個別貸倒引当金及び直接償却 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積もることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積もっている場合は、妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間の予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積もっている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。</p>	<p>(注)「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>3. 有価証券の評価</p> <p>(1) 債券の評価</p> <p>(2) 株式の評価</p> <p>(3) 外国証券の評価</p>	<p><u>有価証券の評価については、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u></p> <p><u>私募債については、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する債券は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u></p> <p><u>株式について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する株式（証券取引所上場株式及び店頭公開株式を除く。）は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u> <u>また、帳簿価格の減額を行う必要があると認められ、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u></p> <p><u>外国証券について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する外国証券は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u></p>	<p><u>有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金に計上するか又は直接償却しているかを検証する。</u></p> <p><u>債券の評価方法が合理的であるか、損失見込額を投資損失引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</u> <u>私募債を債権と同様の方法により分類を行っている場合において、貸倒引当金と同様の方法により損失見込額を算定しているかを検証する。</u> <u>なお、債権と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</u></p> <p><u>株式の評価方法が合理的であるか、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。なお、原価法を採用している場合には、商法に基づく強制評価減に関する基準が明確に定められ、当該基準が合理的なものであるかを検証する。</u> <u>株式を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により損失見込額を算定しているかを検証する。</u> <u>なお、債権と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</u></p> <p><u>外国証券の評価方法が合理的であるか、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</u> <u>外国証券について、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</u> <u>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</u></p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(4) 証券投資信託の受益権 の評価	<u>証券投資信託の受益権について、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u>	<u>証券投資信託の受益権について、左記に掲げるとおり、損失見込額を直接償却しているかを検証する。</u>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>4. その他の資産の評価</p> <p>(5) その他の資産の評価</p>	<p>イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた買入金銭債権は、分類とされた部分を損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>ロ. 貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた受益権は、分類とされた部分を損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</p>	<p>その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか又は直接償却されているかを検証する。</p> <p>買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</p> <p>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金又は貸倒引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p>	